

## 第 8 7 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 8 6 の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表 8 7 の項中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同表 9 8 の項中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同表 9 9 の項中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改め、同表 1 0 7 の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、同項手数料の名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項種別・単位の欄中「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないとき」に、「又は改築しようとする場合」を「若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合」に改め、同表 1 0 8 の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項手数料の名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項種別・単位の欄中「又は改築する際に認定を受けたもの」を「若しくは改築しようとする際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたもの」に改め、同表 1 1 0 の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」

に改め、同表に次のように加える。

1 1 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
--	--	-------	------	---------

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。